

令和4年度墨田区議会定例会9月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和4年度墨田区一般会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 4 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 10 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 11 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 13 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 14 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 15 墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例
- 16 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 17 墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 18 すみだステップハウスおおぞら条例の一部を改正する条例
- 19 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 20 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 21 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 22 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 23 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 24 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

〈契約〉

- 1 南辻橋下部工事請負契約
- 2 旧すみだ健康ハウス大規模改修工事請負契約
- 3 旧すみだ健康ハウス大規模改修に伴う機械設備工事請負契約

〈その他〉

- 1 特別区道路線の変更について
- 2 コミュニティ住宅の使用料に係る債権の放棄について

〈報告〉

- 1 令和3年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和3年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和3年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 4 令和3年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和4年度墨田区議会定例会9月議会提出予定案件概要

〈条例〉

1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において個人番号を利用する事務を追加し、庁内における特定個人情報の利用範囲を拡大する。

事 務	特定個人情報
・心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報

(2) 施行期日

公布の日

2 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区公園マスタープランの改定を行うため、専門的な視点から調査及び検討を行う墨田区公園マスタープラン改定検討委員会を区長の附属機関として設置する。

(2) 施行期日

公布の日

3 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正（3.5.28 公布、4.10.1 施行）により、既存住宅については、一定の性能を有するものであっても、増改築行為を行わない限り長期優良住宅の認定を受けることができない仕組みから、増改築行為がなくとも長期優良住宅維持保全計画の提出により、当該認定を受けることができる仕組みに変更されることに伴い、当該認定に係る手数料に関する規定を改正するほか、建築基準法の一部改正（4.5.20 公布、4.5.31 施行）により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年10月1日（一部の改正規定については、公布の日）

4 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

地方公務員法の一部改正（3.6.11 公布、5.4.1 一部施行）を踏まえ、職員の定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、定年退職者等の再任用に係る経過措置として、暫定再任用について定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

5 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の定年引上げ等に伴い、減給の計算において減給発令時に受ける給料を基礎とすることを明確化するとともに、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときの例外を定める。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の定年引上げ等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例として異動期間を延長された管理監督職を占める職員について、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができないこととする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の定年引上げ等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例として異動期間を延長された管理監督職を占める職員を公益的法人等へ派遣することができない職員に加えるとともに、定年前再任用短時間勤務職員を派遣することができることとするほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

効率的な業務執行体制の確立及び計画的な年次有給休暇の取得促進を図るため、年次有給休暇及び組合休暇の付与を暦年から年度に改めるほか、職員の定年引上げ等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

9 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 特別区人事委員会からの意見等を踏まえ、育児休業の取得回数制限を緩和するとともに、非常勤職員の子が生後8週間以内の場合における育児休業の取得要件を緩和するほか、非常勤職員の子が1歳以降の場合における育児休業の取得を柔軟化する。

イ 職員の定年引上げ等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例として異動期間を延長された管理監督職を占める職員について、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員とするとともに、定年前再任用短時間勤務職員について部分休業をすることができない職員から除くこととするほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

アについては本年10月1日、イについては令和5年4月1日

10 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正（3.6.11 公布、5.4.1 一部施行）により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、人事行政の運営の状況に関し、定年前再任用短時間勤務職員に係る事項について任命権者が区長に報告しなければならないこととする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

11 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正（3.6.11 公布、5.4.1 一部施行）により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、非常勤職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関して定年前再任用短時間勤務職員を除く旨を定める。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の定年引上げ等に伴い、当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額について、当該職員が給付を受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額とするほか、管理監督職勤務上限年齢制による降任等をされた職員の給料月額の調整について定めるとともに、所要の改正をす

る。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

13 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の定年引上げ等に伴い、給料月額が引き下げられる職員及び管理監督職勤務上限年齢制により降任等となった職員の退職手当の計算について、特例措置の適用対象とするほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日（一部の改正規定については、公布の日）

14 職員の高齢者部分休業に関する条例

(1) 制定理由

職員の定年引上げ等を踏まえ、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げること
で、加齢による心身の変化を補い、仕事と家庭の両立を支援する観点から、高
齢者部分休業の制度を導入することに伴い、職員の高齢者部分休業について定
める。

(2) 内容及び施行期日

別紙2のとおり

15 墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

墨田区基本計画等の改定を踏まえ、従来からの男女間の格差解消に加え、多
様な性の尊重に係る規定を新たに設けるほか、所要の改正をする。

(2) 内容及び施行期日

別紙3のとおり

16 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区選挙管理委員会が管理する選挙において、更正決定又は繰上補充に係
る選挙会を開催した場合に、選挙長及び選挙立会人に支払う報酬の額を次のと
おり新たに設けるほか、所要の規定整備をする。

ア 選挙長 6,000円

イ 選挙立会人 5,000円

(2) 施行期日

公布の日

17 墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

公職選挙法施行令の一部改正（4.4.6 公布、同日施行）により、国会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスター作成に係る経費の公費負担の限度額が引き上げられたことを踏まえ、墨田区議会議員及び墨田区長の選挙においても同令の改定額に準じて公費負担の限度額を引き上げる。

公費負担の対象	公費負担の限度額	
	現 行	改正案
選挙運動用自動車の使用（自動車借入契約を締結した場合） ※同一の日に2台以上使用する場合はいずれか1台についての分に限る。	$\frac{15,800\text{円}}{\text{※1日当たりの金額}}$	$\frac{16,100\text{円}}{\text{※1日当たりの金額}}$
選挙運動用自動車の使用（自動車の燃料供給に関する契約を締結した場合）	$7,560\text{円} \times \text{選挙運動日数}$	$7,700\text{円} \times \text{選挙運動日数}$
ビラの作成（墨田区長の選挙の場合） ※作成単価×作成枚数	$\frac{120,160\text{円}}{\text{※7円51銭} \times 16,000\text{枚}}$	$\frac{123,680\text{円}}{\text{※7円73銭} \times 16,000\text{枚}}$
ビラの作成（墨田区議会議員の選挙の場合） ※作成単価×作成枚数	$\frac{30,040\text{円}}{\text{※7円51銭} \times 4,000\text{枚}}$	$\frac{30,920\text{円}}{\text{※7円73銭} \times 4,000\text{枚}}$
ポスター作成 ※ $\frac{\text{作成単価} \times \text{選挙区域内のポスター掲示場数} + \text{定額}}{\text{選挙区域内のポスター掲示場数}} \times \text{ポスター作成枚数}$ ※ポスター作成枚数がポスター掲示場数を超える場合はポスター掲示場数を上限とする。） ※ポスター掲示場数（275箇所）は、直近で実施された参議院議員選挙の際の数	$\frac{455,125\text{円}}{\text{※ } \frac{525\text{円}6\text{銭} \times 275\text{箇所} + 31\text{万}500\text{円}}{275\text{箇所}} \times 275\text{枚（上限枚数）}}$ ※1円未満の端数は、1円として計算する。	$\frac{465,300\text{円}}{\text{※ } \frac{541\text{円}31\text{銭} \times 275\text{箇所} + 31\text{万}6,250\text{円}}{275\text{箇所}} \times 275\text{枚（上限枚数）}}$ ※1円未満の端数は、1円として計算する。

(2) 施行期日等

公布の日（この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。）

18 すみだステップハウスおおぞら条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

旧文花小学校の校舎を解体することに伴い、当該校舎の一部を利用して設置しているすみだステップハウスおおぞらの位置を次のように改める。

現 行	改 正 案
墨田区文花一丁目3 2 番 7 号	墨田区立花三丁目 2 番 9 号

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

19 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

錦糸町駅周辺における自転車駐車場の利用状況の平準化を図るため、第3種特定自転車駐車場の使用料の上限額を、1台につき24時間までごとに300円から1台につき24時間までごとに600円に引き上げる。

(2) 施行期日等

令和5年1月8日から施行し、同月11日から適用する。

※ 改正後の使用料は、令和5年1月8日以後に第3種特定自転車駐車場の利用を開始し、かつ、同月11日以後に当該自転車駐車場の利用を終了する場合についてから適用する。

20 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区立隅田公園の一部の管理を指定管理者に行わせる場合の指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項について定める。

(2) 施行期日

令和5年1月1日

21 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

医療費の助成の対象年齢を15歳から18歳に引き上げるほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

22 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の定年引上げ等に伴い、当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額について、当該職員が給付を受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額とするほか、管理監督職勤務上限年齢制による降任等をされた職員の給料月額の調整について定めるとともに、所要の改正をする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

23 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区職員等との整合性を図るため、組合休暇の付与を暦年から年度に改めるほか、職員の定年引上げ等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

24 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（4.6.22 公布、同日施行(4.4.1 適用)）を踏まえ、次のとおり介護補償額を改定する。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
親族等による介護を受けたとき。（家族介護） 【最低保障月額】	73,090円	75,290円	36,500円	37,600円

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。

〈契約〉

1 南辻橋下部工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区立川四丁目14番から江東橋五丁目11番まで
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 5億7,530万円
(予定価格5億7,548万2,600円)
- (4) 契約の相手方 坂田・東武谷内田建設共同企業体
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで
- (6) 支出科目等 令和4年度 墨田区一般会計 土木費 道路橋梁費 道路新設改良費 工事請負費
令和5年度 債務負担行為

2 旧すみだ健康ハウス大規模改修工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区東墨田一丁目2番6号
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 5億7,618万円
(予定価格5億7,673万円)
- (4) 契約の相手方 東武谷内田・岡本建設共同企業体
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和5年11月30日まで
- (6) 支出科目等 令和4年度 墨田区一般会計 民生費 児童福祉費 児童会館費 工事請負費
令和5年度 債務負担行為

3 旧すみだ健康ハウス大規模改修に伴う機械設備工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区東墨田一丁目2番6号
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 2億2,880万円
(予定価格2億3,298万円)
- (4) 契約の相手方 一工・友和建設共同企業体
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和5年11月30日まで
- (6) 支出科目等 令和4年度 墨田区一般会計 民生費 児童福祉費 児童会館費 工事請負費
令和5年度 債務負担行為

〈その他〉

1 特別区道路線の変更について

- (1) 路線の起点及び終点
 - ア 変更前 墨田区京島二丁目6番～同7番
 - イ 変更後 墨田区京島二丁目6番～同7番
- (2) 廃止箇所
 - ア 延長 21.15m
 - イ 幅員 1.81m
 - ウ 面積 38.49㎡
- (3) 認定箇所
 - ア 延長 10.78m
 - イ 幅員 4.00m
 - ウ 面積 43.17㎡

※ 地域の防災性の向上及び円滑な交通環境の確保を図るため。

2 コミュニティ住宅の使用料に係る債権の放棄について

- (1) 債 権 の 内 容 コミュニティ住宅の使用料（平成11年7月分から平成22年6月分までの使用料の一部）
- (2) 債 務 者 ●● ●● 相続財産法人
- (3) 放棄する債権の額 702万9,710円
- (4) 放 棄 の 理 由 当事者の死亡等により、回収が困難であるため

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例概要

1 定年引上げについて

職員の定年を次の表のとおり60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。

期 間	定年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日から	65歳

※ 保健所に勤務する医師及び歯科医師で、職員の給与に関する条例第5条第1項第3号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員の定年は、現行どおり65歳とする。

2 管理監督職勤務上限年齢制の導入について

(1) 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について

職員の給与に関する条例第10条第1項(※)及び幼稚園教育職員の給与に関する条例第9条第1項の規定により管理職手当の支給対象となる職とする。

※ 保健所に勤務する医師及び歯科医師(職員の給与に関する条例第5条第1項第3号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員)が占める職を除く。

(2) 管理監督職勤務上限年齢について

管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。

(3) 管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例(特例任用)について

次のいずれかに該当する管理監督職勤務上限年齢制の対象職員については、他の職に異動することで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、1年を超えない範囲で異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

ア 勤務延長型特例任用による異動期間延長の事由

任命権者は、役職定年により降任すべき職員について、次のいずれかの事由に該当する場合には、異動期間を延長し最長3年間まで、留任させることができる。

(㊦) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(㊧) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(㊨) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情が

あるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

イ 異動可能型特例任用による異動期間延長の事由

職務内容が相互に類似する複数の管理監督職で、容易に欠員補充することができない特別な事情があるものとして特別区人事委員会規則で定めるグループに属する職員の降任により、当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずる場合、異動期間を延長し最長5年間まで、同グループ内で留任、降任又は転任させることができる。

3 定年前再任用短時間勤務制の導入について

任命権者は、60歳に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績その他の特別区人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

4 暫定再任用制度について

本条例の改正による定年の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止されるが、定年の段階的な引上げ期間において年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の暫定的な再任用制度を設ける。

5 情報提供及び勤務の意思の確認

任命権者は、当分の間、職員が年度末年齢59歳となる年度において、60歳に達する日以後に適用される必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 施行期日等

令和5年4月1日

※ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用手続については、施行期日前においても行うことができることとする。

7 その他

本条例の改正に伴い、付則で「職員の再任用に関する条例」を廃止する。

職員の高齢者部分休業に関する条例概要

1 趣旨

職員の高齢者部分休業（高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げることで、加齢による心身の変化を補い、仕事と家庭の両立を支援するための休業）に関し必要な事項を定める。

2 承認

任命権者は、職員の申請に基づき、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として高齢者部分休業を承認することができる。

3 高年齢として条例で定める年齢

地方公務員法第26条の3第1項の規定により、高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

4 承認の取消し又は休業時間の短縮

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員の高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた時間）を短縮することができる。

5 休業時間の延長

任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

6 給与の減額

職員が高齢者部分休業の承認を受け勤務しない場合には、次の計算式により給与を減額することとする。

$$\frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当、特殊勤務手当等の手当の額}) \times 12 \text{月}}{38 \text{時間} 45 \text{分} \times 52 \text{週} - 7 \text{時間} 45 \text{分} \times \text{年度内の休日数}}$$

7 施行期日

令和5年4月1日

墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例概要

1 改正趣旨

墨田区基本計画等の改定を踏まえ、従来からの男女間の格差解消に加え、多様な性の尊重に係る規定を新たに設けるほか、所要の改正をする。

2 主な改正内容

(1) 題名の改正

従来からの課題である男女間の格差解消に引き続き取り組みつつも、多様な性の尊重を新たに加えた共同参画社会を目指すこととしたため、題名を「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」から「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に改正する。

(2) 多様な性の尊重等を前文に新設

前文に、性の多様性を尊重し、性的指向、性自認等を理由とする差別及び偏見の解消を目指すことを新たに設ける。

(3) 定義の新設

「性別等」の定義を新たに設け、当該定義の中で性的指向及び性自認を定義するほか、ハラスメントの定義を新たに設ける。

(4) 基本理念の改正等

既存の基本理念を多様な性を前提とした規定に改正するとともに、新たに性的指向及び性自認の尊重、個人の自己決定の尊重及び全ての人の生き方の尊重並びに家庭において、全ての人が対等な構成員として人権を尊重し、かつ、協力し合うことを基本理念として設ける。

(5) 性別等に起因する差別等を禁止した規定の新設

自身の性的指向、性自認等の公表（カミングアウト）を強制し、又は禁止すること、本人の意に反する性的指向、性自認等の公表（アウティング）を禁止すること及び他人の性別表現の妨げ等を禁止することに係る規定を新たに設ける。

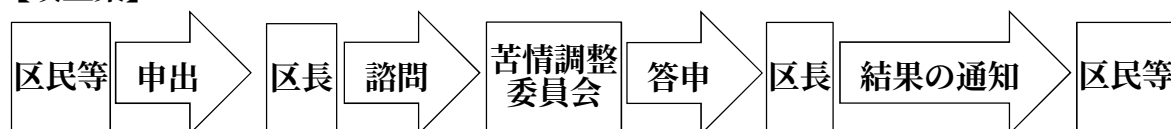
(6) 墨田区男女共同参画苦情調整委員会に係る改正

区長の附属機関である墨田区男女共同参画苦情調整委員会（以下「苦情調整委員会」という。）について、区民等からの申出方法を次のように改正する。

【現行】



【改正案】



(7) 前各号に掲げるもののほか、所要の規定整備をする。

3 施行期日

令和5年4月1日